

(一社)日本精神保健看護学会

正会員各位

(一社)日本精神保健看護学会第4期代議員選挙公示

(一社)日本精神保健看護学会第4期代議員選挙を定款第5条および代議員・役員選出に関する規程に基づき、下記の通り実施いたします。第4期代議員選出の投票については、2020年9月30日時点で連絡先として学会に登録している正会員の連絡先(郵送先住所及びメールアドレス)に2020年12月上旬に学会事務局から郵送及びメールにてご連絡いたします。

なお、本年度よりオンライン投票となりますので、指定の期日までにマイページ(学会員専用画面)より投票をしてください。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、選挙人名簿作成日(2020年9月30日)現在、2019年度までの会費を納入した正会員であるものとします。
- 2) 被選挙人は、選挙人名簿作成日(2020年9月30日)現在、2019年度までの会費を納入しており、かつ、入会年度を含め、3年間以上にわたり正会員であり、代議員を連続して3期にならないものとします。

2. 選挙の実施および方法

- 1) 代議員の選挙は、所属地区別に行います(なお、所属地区は入会申込書で連絡先として指定している住所によって区分されています)。
- 2) 地区は、【北海道・東北】【東京を除く関東】【東京】【甲信越・北陸・東海】【近畿】【中国・四国・九州・沖縄・その他】の6地区とします。

3) 投票方法

12月上旬に会員マイページ上に開設する代議員選挙投票ページより投票をお願いいたします。マイページへのアクセスは、会員番号とパスワードが必要になります。

※会員番号は5から始まる10桁の数字です。

操作方法でご不明な点がございましたら、学会事務局までご連絡ください。

(一社)日本精神保健看護学会 事務局 E-MAIL : maf-japmhn@mynavi.jp

4)投票締め切り **2021年1月15日(金) 12:00**

3. 当選人について

- 1) 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とします。
- 2) 同数の有効投票数を得た者については、会員歴の長い者を当選人とします。会員歴が同年の場合は、抽選により当選人を決定します。
- 3) 当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得ます。
- 4) 当選人が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げて当選人とし、その承諾を得ます。
- 5) 当選人については、代議員・役員選出に関する規程第11条6項に基づき、理事長が総会に報告し、学会誌およびインターネットのウェブサイトに掲載いたします。

日本精神保健看護学会 選挙管理委員会
委員長 江波戸和子
委員 石井歩、岡京子、渡辺純一